

学校いじめ防止基本方針

目次

第1章 いじめの防止等の基本的な考え方	1
1 いじめ防止の基本理念（「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」による）	1
2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」による）	1
3 いじめ防止に関する本校の基本的な考え方	2
第2章 組織の設置	2
1 名称	2
2 構成員	2
3 役割	2
第3章 いじめ防止のための対策	3
1 いじめの未然防止	3
2 いじめの早期発見	3
3 いじめ防止のための主な取組【年間計画】	4
第4章 いじめへの適切な対応	6
1 基本的な対応の手順	6
第5章 重大事態への対処	7

令和7年4月

静岡県立清水南高等学校
静岡県立清水南高等学校中等部

〒424-8622 静岡市清水区折戸三丁目2番1号
電話 054-334-0431
ホームページ <http://www.shimizuminami.ed.jp/>

第1章 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめ防止の基本理念（「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」による）

- ・生徒が安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ・生徒が、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
- ・県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」による）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校等に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

【いじめの具体例】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・本人が不快と感じるあだ名
 - ・「うざい」「きもい」「死ね」
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・グループに入れない
 - ・机をわざと離される
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・こづかれる
 - ・わざと体当たりされる
 - ・転ばされる
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・プロレスの技をかけられる
- 金品をたかられる
 - ・おごらされる
 - ・貸したものを返してもらえない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ノートや教科書に落書きをされる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・使い走りにされる
 - ・荷物を持たされる
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・SNSや掲示板の悪口
 - ・無視を目的とした「既読スルー」
 - ・仲間はずれの「グループ」

※以上の「いじめ」の表れは、けんかやふざけ合いにみえる場合もあります。

3 いじめ防止に関する本校の基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。中高一貫教育校である本校で、生徒は特に多感な思春期の6年間を過ごします。その間に仲間から受ける「いじめ」は、その生徒の内面を深く傷つけるのみならず、その後の健全な人間形成の妨げとなり得ます。

本校は「高い知性と豊かな感性・表現力を備えたグローバル人材の育成を目指す」ことをスクール・ミッションとし、知性と感性のバランスを保ち、平和で民主的な国際社会の中で大きく活躍することができる人材を育成するために、本校では人権教育に積極的に取り組んでいます。

生徒が正しく「いじめ」を理解すると同時に、互いの個性や違いを認め合い、よりよい人間関係をつくることができるように、静岡県立清水南高等学校・同中等部では「学校いじめ防止基本方針」を策定します。全教職員はこの方針に沿って、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうる」といった意識を生徒・保護者・地域・関係機関等と共有し、いじめ防止に取り組みます。

第2章 組織の設置

1 名称

いじめ防止等対策推進委員会

2 構成員

副校長、◎高校教頭、◎中等部教頭、生徒相談課長、生徒指導主事、教務課長、教務主任、教育相談主事、教育相談主任、中高養護教諭、該当学年主任、（必要に応じて学級担任、学級副担任、部活動顧問、スクールカウンセラー等にも協力を要請する）

3 役割

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめが発生した場合の速やかな対応
- (4) 教職員の資質向上のための校内研修の企画と実施
- (5) いじめ防止のための取組年間計画の作成と実施
- (6) 各取組の進捗状況と有効性の確認
- (7) 学校いじめ防止基本方針の検証と見直し

第3章 いじめ防止のための対策

1 いじめの未然防止

「いじめが発生しにくい学校風土」を作るために、生徒が自己肯定感を高めるとともに、互いの個性を認め合い、安心して自分を表現できる集団づくりを図ります。また、他者とのかかわり合いや自主的な活動を通して、規範意識を高めます。

(1) 自己有用感を高め、心身ともに健康な生徒を育成する。

ア 特別活動等を通じて、生徒の自己有用感を高める教育活動を推進する。

イ 学校生活のルールを守り、正しい判断・行動をとれるようにする。

ウ 悩みを抱えた生徒が相談しやすいように、相談室の運営を充実させる。

(2) 学校行事、部活動等の充実を図り、豊かな感性や表現力を育てる。

ア 部活動や読書活動を通して、心身の成長を図り、豊かな感性や徳のある人間性を育む。

イ 魅力ある学校行事を運営し、学校生活の満足度を高める。

ウ 「表現」の授業内容を工夫し、生徒の能力向上を図る。

(3) 地域社会や産学官の連携を推進する。

ア 地域、企業、大学、研究機関等と連携し、積極的に社会に関わる意識を醸成する。

イ 保護者や地域と連携し、いじめ防止に対する協力の強化をはかる。

(4) 情報モラル教育を推進する。

ア 教科「情報」や「道徳」等において、情報リテラシーやモラルについて学ぶ機会を提供する。

イ SNSの安全な使用について十分な情報を提供し、日常的な指導を行う。

(5) 教職員の資質向上に努める。

ア 校内研修や職員会議において、生徒理解のための研修を行う。

イ 具体的な事例をもとに、事案対処のための研修を行う。

ウ 特別な配慮を要する生徒を把握し、生徒の特性を踏まえた適切な支援や指導を日常的及び組織的に行う。

2 いじめの早期発見

いじめの認知については、件数の多いことを問題視するのではなく、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えます。いじめの存在を把握しなければ対応することができません。出来る限り初期の段階で認知し対応するために、早期発見のための取組やいじめを訴えやすい環境の整備に努めます。

(1) いじめ早期発見の手立て

ア 教職員はホームルームや部活動等の教育活動を通し、日常的に生徒を観察する。

イ 学校生活アンケート等を定期的に行い、複数の目で状況の把握を行う。

ウ 定期的な面談等を通し、生徒理解に努め、信頼関係を構築する。

エ 教育相談室やスクールカウンセラー等との連携を積極的に進める。

オ 教職員は日頃から保護者や地域との良好な人間関係を構築し、協力体制を確立する。

カ 必要に応じて外部専門機関等と連携し、情報収集に努める。

(2) いじめを訴えやすい環境の整備

ア 日頃から生徒や保護者と良好な人間関係を維持する。

イ 生徒や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止める。

ウ 担任だけでなく、管理職、教育相談室担当、養護教諭、スクールカウンセラーなど、複数の相談窓口を整備し、生徒と保護者に相談方法も周知する。

エ 関係機関（こころの相談窓口、静岡市子ども若者相談センター、静岡県警察少年サポートセンター、医療機関等）の存在や相談方法、連絡先等を掲示物及び配布物等により生徒と保護者に周知する。

3 いじめ防止のための主な取組【年間計画（予定）】

月	取組	中 等 部	高 校	未然防止 (数字は3章1に対応)					早 期 発 見
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
4	・「学校いじめ防止基本方針」の周知 ・相談窓口と相談方法の周知 ・充実期保護者説明会 ・スタディーサポート分析 ・交通安全教室 ・防災訓練	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	 ○ ○ ○ ○	 ○ ○	 ○ ○	 ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
5	・面談週間 ・PTA総会 ・オープンスクール ・携帯電話利用講座 ・南陵祭	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○	 ○ ○	 ○ ○ ○	 ○ ○	 ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
6	・学校生活アンケート ・授業リサーチ ・みらいパスジュニア分析 ・情報モラル講座 ・中高学習交流会 ・オープンスクール ・大学見学	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	 ○ ○	 ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
7	・三者面談 ・生徒会長選挙（高） ・スクールロイヤーによるいじめ防止講座	○ ○	○ ○ ○	 ○ ○	 ○	○ ○	 ○	 ○ ○	○ ○ ○

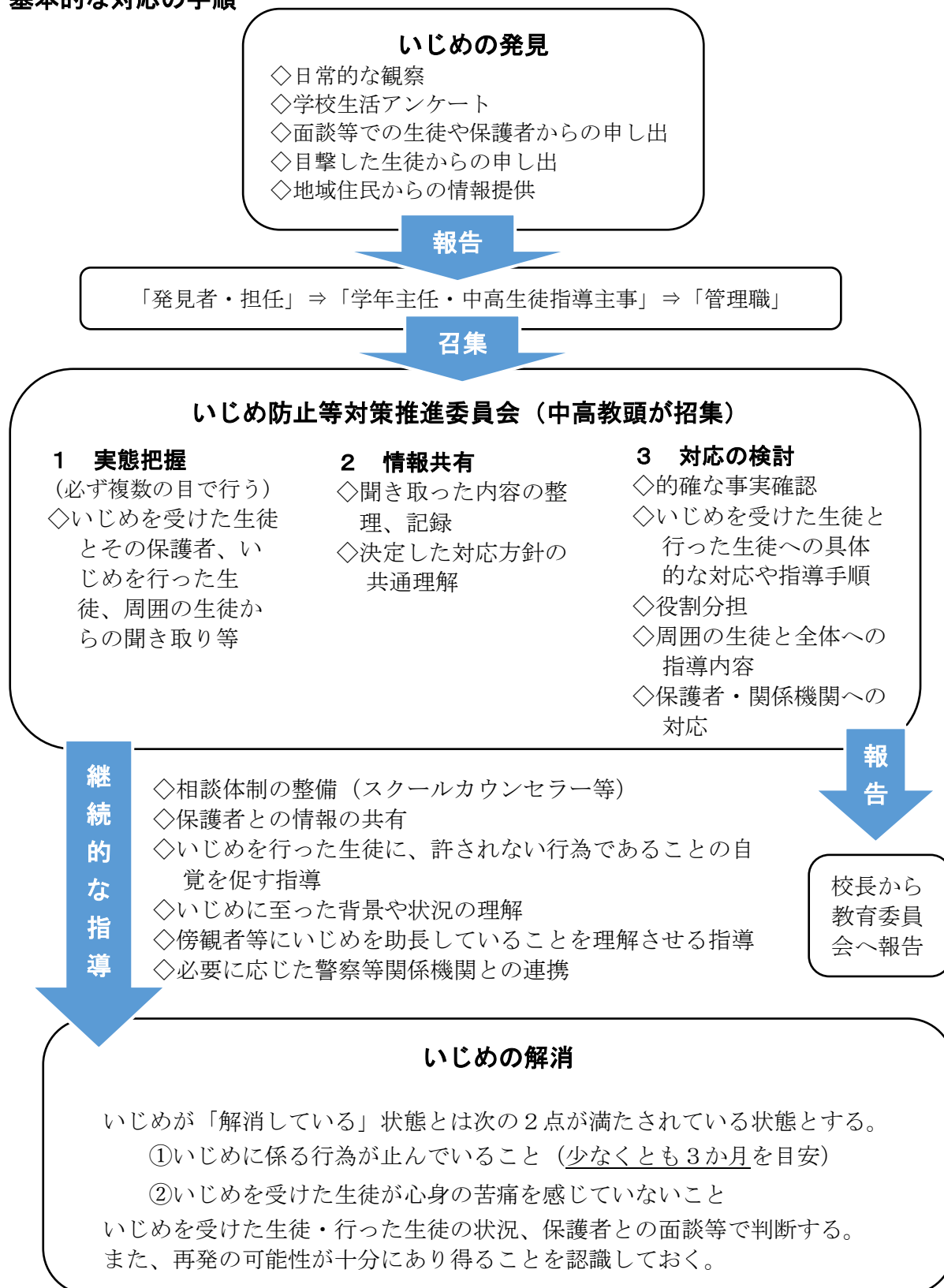
月	取組	中等部	高校	未然防止 (数字は3章1に対応)					早期発見
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
8	・職員研修 ・防災訓練	○ ○	○ ○		○			○	○ ○
9	・面談週間		○	○					○
10	・学校生活アンケート ・オープンスクール ・体育祭 ・第2回学校運営協議会	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ 	○ ○ ○ 	 ○	 	○ ○	○ ○
11	・授業リサーチ ・学校評価アンケート ・研修旅行(中)	○ ○ ○	○ ○ 	 ○ ○	 ○ ○	 ○ ○	 	○ 	○ ○ ○
12	・研修旅行(高) ・生徒会長選挙(中)	 ○	○ 	○ 	○ ○	○ 	 	 	○
1	・学校生活アンケート ・表現発表会	○ ○	○ 	○ ○	○ ○	 	 	○ 	○
2	・中高学習交流会 ・第3回学校運営協議会 ・面談週間	○ ○ ○	 ○ 	○ ○	○ 	 ○ 	 	○ ○ 	○ ○
3	・スポーツ大会	○	○	○	○				○

※ホームルーム、授業、道徳（中等部）、特別活動、朝読書、部活動等における取組や、人間関係づくりプログラムの定期的な実施（中等部）、生徒のストレスの状況確認、こころの状態把握は年間を通して日常的に行う。

第4章 いじめへの適切な対応

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、学校は地域・保護者・教育委員会と連携して組織的に対応し、いじめを受けた生徒を守り、支援します。また、いじめを行った生徒や周りの生徒に対しては、いじめをやめさせ再発を防止し、当該生徒の人格の成長を促すために、組織的な指導や助言を継続的に行います。

基本的な対応の手順



第5章 重大事態への対処

1 重大事態とは 「いじめ防止対策推進法」第28条

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- (2) いじめにより相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

※相当の期間とは、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

2 重大事態への対応

